

平成30年度ジャックス奨学寄附金 私費外国人留学生奨学金募集要項

1 目的

本奨学金は、学業が優秀な私費外国人留学生に給付することにより、経済的不安を緩和し学習効果を一層高めるとともに、水産学教育の振興並びに創造的研究の育成を図ることを目的とする。

2 対象者

私費外国人留学生

※水産学部及び水産科学院に正規生及び研究生として在学し「北海道大学私費外国人留学生に係る各種奨学金受給候補者」に登録している留学生とします。

3 種類

奨学金の種類は、返還義務のない給付とします。

4 給付額・給付期間・給付人数

- (1) 給付月額 2万円
- (2) 給付人数 各募集につき2人
- (3) 給付期間 5月募集 : 4月～9月 (6ヵ月)
11月募集 : 10月～3月 (6ヵ月)

5 給付方法

本人が指定する預金口座へ振り込みます。

- 5月募集の採用者 : 10月(4月分～9月分)
- 11月募集の採用者 : 3月(10月分～3月分)

6 応募に必要な書類

申請書(様式1) 1部

※ <http://www2.fish.hokudai.ac.jp/page-104/page-210>

7 応募期間

5月募集：平成30年5月23日(水)～平成30年5月31日(木)
(結果通知：6月下旬予定)

11月募集：平成30年11月22日(木)～平成30年11月30日(金)
(結果通知：12月下旬予定)

8 提出先

函館キャンパス事務部 学生担当(内線8887)

9 給付の廃止

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を廃止します。なお、奨学金の給付を廃止した場合には、既に給付した奨学金の返還を求める場合があります。

- ① 休学(病気等やむを得ない場合を除く。)した場合
- ② 退学、卒業又は修了した場合
- ③ 本学の規則に違反し、又はその本文に反する行為があった場合(懲戒及び嚴重注意)
- ④ 奨学金受給の辞退の申し出があった場合
- ⑤ ①～④のほか、奨学金の給付が適当とみとめられなくなった場合

10 報告書

奨学金受給後速やかに、修学状況などの報告書を学生担当へ提出してください。